



# 鳥取県公報

令和8年2月3日(火)  
第9761号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了 (33) (東部建築住宅事務所)	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (34) (農地・水保全課)	2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (35) (畜産試験場)	2
◇ 還管告示	選挙管理委員会の招集 (21)	2
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁判の申請 (経営支援課)	2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課)	4

## 告示

### 鳥取県告示第33号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年2月3日

鳥取県東部建築住宅事務所長 末好正名

- 1 開発許可の年月日及び番号

令和7年1月14日 鳥取県指令第202400252240号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字東出逢

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長205-2

株式会社ウッズカンパニー 代表取締役 谷本 一樹

### 鳥取県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を令和8年1月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年2月3日

鳥取県知事 平井伸治

### 鳥取県告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

鳥取県畜産試験場長 井上真寛

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
京都食肉市場 株式会社	京都府京都市南区吉祥院石原東之口町2	令和8年1月13日	令和8年1月16日	令和8年1月16日から同年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和8年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤村実千子

- 1 日時 令和8年2月3日（火）午後2時

- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

- 3 議題

- （1）衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出状況について  
（2）その他

## 公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月3日

鳥取県知事 平井伸治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-1	畠	789
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-2		9.6
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-1		1,988
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-2		23
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-1		1,219
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-2		14
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-1		614
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-2		7.9

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-1	令和8年6月1日	3年	8,409	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-2			105	
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-1			21,186	
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-2			246	
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-1			12,990	
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-2			150	
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-1			6,543	
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-2			87	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年2月17日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

## 調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月3日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック（7トン級）（日野県土） 1台

#### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

令和8年12月18日（金）

#### (4) 納入場所

日野郡日野町本郷92-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局特殊車両庫

#### (5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年2月10日（火）正午までに、原則としてとつとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出台第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間にお

いて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (4) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月3日（火）から同月25日（水）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月3日（火）から同月25日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和8年3月6日（金）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（水）午後5時までとする。

##### イ 開札日時

令和8年3月19日（木）午後1時以降

##### ウ 場所

（1）に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

#### (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

#### (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し

て提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和8年2月25日(水)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck (7t class)

Quantity 1

(2) 2026-02-25 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-03-19 12:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-03-18 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs

Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7425